

社会福祉法人湖北会 法人理念

すべては、あなたの「笑顔」のために

しょうがいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し支えあいながら、個性や有する力を発揮して、地域で生きいきと明るく豊かに暮らしていける、共生・共笑（ともえ）の社会づくりを目指していきます。

経営方針

その人らしく

地域で働きたい、暮らしたい、楽しみたい

を応援します。

- 1、利用者の人権尊重を最優先します。（人権尊重）
- 2、利用者主体のサービスを提供します。（利用者主体のサービス提供）
- 3、常に信頼を受ける存在となることをめざします。（信頼性の確保）
- 4、専門的役割と使命を自覚し、それに即した研修を実施します。（職員の資質・専門性の向上）
- 5、情報公開に努め、施設経営の透明性を堅持します。（施設経営の透明性の堅持）
- 6、地域社会の一員として、地域福祉を推進します。（地域福祉の推進）

2019 改正

沿革

社会福祉法人湖北会は、「湖北地域に住む知的しょうがい者の福祉向上」を目的とし、当時の湖北 1 市 1 2 町の代表者により申請がなされ、昭和 5 7 年（1982 年）7 月 9 日に設立された。

最初の事業として、昭和 5 8 年（1983 年）4 月に「湖北寮（現：湖北まこも）」が、知的障害者更生施設（現：障害者支援施設）として開設された。その後、平成 2 4 年（2012 年）4 月「ゆるり」の開設まで、湖北福祉圏域に入所施設 2 箇所、通所施設 7 箇所を開設してきた。また、地域生活の要となる「グループホーム」については、平成元年（1989 年）「かるがも」の開設以来、現在まで 1 0 箇所（内 1 箇所廃止）を開設してきた。

在宅福祉に関しては、「第二湖北寮（現：あそしあ）」の開設に伴い、平成 1 0 年（1998 年）より「知的障害者デイサービス」（2008 年閉鎖）を開始し、平成 1 2 年（2000 年）には、「湖北地域障害者生活支援センターあ〜と」を立ち上げ、居宅介護サービスを開始した。さらには、平成 2 6 年（2014 年）、地域において高まるニーズに応える形で、湖北圏域初の放課後等デイサービス事業をスタートさせた。また、入所施設においては、短期入所事業を開設し、さらに各事業所においては、日中一時支援事業を障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）施行と同時に立ち上げた。

相談業務に関しては、平成 1 4 年（2002 年）滋賀県発達障害者支援センター「いぶき」を開設したが、県の意向もあり平成 2 5 年（2013 年）7 月、滋賀県社会福祉事業団（現：社会福祉法人グロー（G

LOW))へ移管となった。さらに、平成22年(2010年)4月より、NPO法人湖北地域しょうがい者相談センター「ほっとステーション」に職員を出向させている。なお、平成28年(2016年)4月より、法人独自の相談事業所「湖北相談処すだち」を開設し、相談業務の拡充強化を図ることとなった。前述のNPO法人湖北地域しょうがい者相談センター「ほっとステーション」については、平成31年(2019年)4月、基幹相談センター(他法人運営)の開設に伴い、名称が「りんくす」と変更になり、就労関係の相談員(働き暮らし応援センター等)のみ出向となる。

社会福祉法人湖北会 第2期将来構想（5カ年計画）総括

（期間：2014年4月～2019年3月）

I 各事業について

1. 暮らしの場

（1）施設入所支援

しょうがいがある方の将来（親亡き後）は、家族にとって大きな不安材料であり、依然として入所施設の利用を求める声は多い。現在利用されている方のうち、開設当時から利用されている方を中心に高齢化による身体機能の低下や認知症状が現出してきた方が増加している。介護保険サービスの利用を含めた今後の支援のあり方について課題が生じてきている。また若年者に対しては、地域への移行の模索をすることで、新たな支援へとつなげていくことが必要となってきた。

当法人の居室は、2～4人部屋となっており、個別な支援（個室、ユニット）が求められる発達しょうがいの方にとっては、過ごしにくいものとなっており、職住分離も含めてその改善が望まれる。

① 湖北まこもの改築

2017年に広域事業（火葬場、し尿処理場、ゴミ焼却施設）の設置場所が決まったことにより、現地での改築とし、翌2018年9月4日、事前協議書を県障害福祉課に提出した。

② あそしあの大改修

建設当時の設計事務所と協議を進めているが、改修見積りと法人で捻出できる事業費に乖離が見られ計画見直しを含め調整中である。

③ あそしあの定員減

2016年4月、生活介護定員50名であったものを現状と今後の予測から、定員40名と減員した。

（2）グループホーム

障害者総合支援法において、ケアホーム・グループホームの一元化が示された。法人のグループホームは、各々に性別・年齢・介護度の異なる利用者が混在していたため、廃止、設置のタイミングに合わせて、利用者の入替を試み調整を進めた。その状況は下記のとおりである。

- ・2015年12月、「樹」（男性4名）を老朽化のため廃止した。

- ・2015年12月、閉所した「樹」の利用者2名のステップアップの場として、サテライト型ホームを2箇所設置した。2018年10月現在、2カ年の利用期限が12月に切れるため、1年間の再延長を求めて、審査会に申請を行っている。その後は、グループホームに戻るか自立生活を始めるか、不確定な状況である。しかしながら、1名の利用者がグループホームに戻ることとなり、1箇所は2019年3月末で廃止とする。

- ・2016年4月、「のぞみ」を男性6名（介護型3名、自立型3名）、短期入所枠1名で米原市米原に設置した。

- ・賃貸物件である「かるがも」の老朽化に伴い、廃止の方向で検討中であるが時期については確定されていない。

- ・新規ホーム開設を「のぞみ」の隣地に予定しているが、時期については確定されていない。

2. 日中活動の場

(1) 日中活動全般について

現在、施設入所支援と生活介護を行なっている事業所が2箇所、単一事業を行なっている事業所が5箇所、そして多機能型2箇所である。

法人としては、中山間地域をエリアとする「やまぶき」および「いぶきやま」に関しては、他の就労継続支援B型事業所に通所困難な区分2以下の認定の利用者等のことを考慮し、多機能型として当面の間継続していくとしていたが、圏域に就労継続支援B型を実施する事業所の増加を受け、経営の簡素化を図るため、利用者の同意を図りながら、2018年度末をもって、「やまぶき」の就労継続支援B型を廃止する。

「いぶきやま」においても、同様の視点で生活介護の1事業化を模索検討していく。

(2) 就労継続支援B型

働く意欲のある方を対象とした事業であり、工賃倍増計画の実現のため、実施事業所が協議し仕事調整を図ってきた。

加齢等による能力的な低下に伴い、事業の趣旨にそぐわない利用者の現出や利用者にとって負担となる現象が生じた場合は、本人の適性に見合った事業への変更（生活介護、介護保険サービス）を促し実施してきた。

その他については以下のとおりである。

① 共同事業の開発

スケールメリットを生かし取り組み中。

② 労働環境の改善

継続して取り組まれている。

③ 工賃の検証

目標工賃達成加算の要件を満たすために、就労継続支援B型を実施する事業所は四苦八苦ししていたが、2018年度より、同加算は無くなり、報酬であるサービス費に組み込まれ、ある一定の範囲内での平均月額で報酬単価が確定することになり、緩やかなものへと変わった。

④ 自主製品販売の再構築

法人事業所の自主製品の販売について、各々の事業所が自事業所の商品を各販売所に卸すことが不経済と判断し、南部（米原、長浜南部）はライフまいばら、北部（長浜北部）はやまぶきが担当し、各事業所の自主製品を各販売所に納品していたが、ライフまいばらの撤退により、南部は各事業所が行い、北部についてはやまぶきが継続して実施するというアンバランスな状態が続いており再構築を検討したが、商品の賞味期限が短い（納品の頻度が増える）など課題も多く、改善がみられていない。

⑤ 店舗《ばんげあ》については、周辺環境の変化により安定経営は困難と判断できる。今後、同店舗の位置付け（収益の場、訓練の場、撤退）を検討する必要性が生じている。

⑥ 利用者ニーズおよび地域の要望から、就労継続支援A型事業所の設置の在り方について、法人内で検討してきた。この間、圏域において同事業を実施する事業者も増え、同事業を実施するより、就労継続支援B型において就労訓練を経て、一般企業への就労を進めることの方がより望ましいとの結論に至った。

(3) 生活介護

既利用者の高齢化等に伴う機能低下による重介護、新規利用者の重度化に伴う配慮など、個別の支援が必要な方が増加傾向にある。とりわけ高齢の方に対しては、介護保険サービスの利用を視野

に入れた支援が望まれている。

① 所外活動場所の確保（あそしあ）

・旧近江町診療所の借用を米原市に打診しており、2020年に契約の見通しである。

② 作品展の開催

・事業所（あそしあ、ライフまいばら、ふくらの森）独自での開催（年1回）あり。

③ 工房の設置

・法人内に検討する部署が未設置のため、進んでいない。

④ 高齢者支援部会

・まなかいと名称をつけ、月2回の活動を続けている。

3. 在宅支援サービス

地域生活を継続するために、居宅介護・移動支援・日中一時・短期入所といった在宅サービスの利用希望が依然として多い。特に休日や学校の長期休暇においては、サービスの利用希望が極端に増加した。また、継続した放課後および長期休業時における利用者の増加を踏まえ、2014年4月、「放課後等デイサービス」（10名定員）を新たに整備が完了した「あ〜と」内に設置した。

また、短期入所については、グループホーム「のぞみ」に1床設置し、湖北まこも4床、あそしあ4床の計9床確保したが、前述のとおり入所施設は相部屋が前提となり、個別な環境整備が必要な方の利用に関しては、不都合が生じている。

短期入所においては、障害者虐待防止法施行に伴い、被虐待者の緊急対応や一時保護等の役割が生じているが、今期間、該当する事案は発生しなかった。

4. 相談事業

2016年4月1日、湖北相談処すだちをあ〜と内に開設し、指定特定相談支援事業、特定障害児相談支援事業を開始した。

II 法人経営の基盤強化については、下記のとおりである。

1. 人材育成

(1) 職員研修

- ・2017年度、人材育成方針を定めた。
- ・新任、中堅、管理とキャリア別研修の実施。
- ・実践研究発表会、2015年度より年1回開催。

(2) 人事考課

- ・2017年度、規程を見直し、2018年度より試行している。

2. 本部機能の充実

(1) 適切な労務管理

・2014年、糶谷社会保険労務士事務所と委託契約を締結し、適時、情報の提供を受けたり、相談を重ねている。

(2) 苦情解決等

・2014年、土井法律事務所と顧問契約を締結し、法人で起きる事案について相談している。

(3) 適切な経営管理（社会福祉法人改革）

- ・2017年、会計士導入（2019年度）に向けて、事前準備を始めた。
- ・湖北まこもの改築、あそしあの大改修また既存施設の補修・改修を段階的に進めるためには、長期を見据えた資金計画が必要であることが判明した。

3. 地域との連携

長浜市および米原市の障害者福祉計画の数値目標達成に向けて、関係機関との連携を密にし、地域における湖北会の役割を果たすことに努めた。

4. 相談機能

NPO湖北しょうがい者相談センター「ほっとステーション」への出向ならびに新たに2016年度より開設した「湖北相談処すだち」における指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業の充実・強化を図ったが、人材不足（適任者不足）により一部事業については、欠員状態となっている。

5. 他法人との連携

湖北福祉圏域のしょうがい児・者福祉の充実のため、しょうがい者福祉に携わる他法人との連携強化に努めた。

6. 他業種との連携

商工会議所および企業等福祉分野以外との連携を図り、しょうがい者理解の推進、利用者の日中活動の拡大、利用者賃金の引き上げに努めた。

7. その他

(1) 防災

- ・2017年度、法人災害防止マニュアルを作成し、2018年度、事業所ごとに細部を作成。

また、法人各事業所は、福祉避難所として災害時その機能を提供することとなるため、関係機関との協議・情報交換を行ない、災害時における相互協力体制の強化を進め、要援護者に対する支援対策を確立に努めた。

(2) 改修

- ・築20年を経過した建物が数か所あり、修繕が必要となってきている。

社会福祉法人湖北会 第3期将来構想（10カ年計画）

（期間：2019年4月～2029年3月）

策定の視点

この計画は、第2期将来構想の総括を基に、社会福祉法人のあり方等に関する検討会（H26.7.4）が示された「地域における公益的な活動の推進」「法人組織の体制強化」「法人運営の透明性の確保」の強化を図りつつ、2市（長浜・米原）の障害者プランならびに地域共生社会の実現を目指すことを目的として策定した。

I 経営方針について（重点項目）

基本項目

1. 利用者の人権を最優先します。（人権尊重）

- 法人理念の実践・行動につながるよう、常に理解を深めていけるよう研鑽していく。
- 複雑なケース・事象に対する顧問弁護士への相談

2. 利用者主体のサービスを提供します。（利用者主体のサービス提供）

- 利用者ニーズを満たせるようなサービスの提供のあり方を検討していく。
- 高齢しょうがい者への支援のあり方（入所・グループホーム・通所、介護保険サービスとの連携）

3. 常に信頼を受ける存在となることを目指します。（信頼性の確保）

- 法人経営組織のガバナンスの強化
社会的ルールを遵守し公正かつ適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築し、自立と責任ある経営を進めていきます。
内部管理体制を整備し、コンプライアンス経営の推進やリスク対策が有効に機能しているか等の評価を行っていく。
- 会計監査人の設置に向けた取り組み。
- 事業経営をとりまく内部環境・外部環境の把握と分析
- リーダー層の育成
- 各事業の独自性を発揮した事業運営を考え、評価・改善を行って行く。

4. 専門的役割と使命を自覚し、それに即した研修を実施します。（職員の資質・専門性の向上）

- 専門知識の習得・技術の向上のための体系的な教育・研修プログラムを検討する委員会を設置する。

5. 情報公開に努め、施設経営の透明性を堅持します。（施設経営の透明性の堅持）

- 情報発信（HP等）を行い、法人の取り組みを地域に見える化していきます。

6. 地域社会の一員として、地域福祉を推進します。(地域福祉の推進)

○地域における公益的な取り組みの推進

子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる社会（地域共生社会）の実現に向けて、法人として出来ることの模索検討を実施します。

7. 法人経営の基盤強化

○各事業所の経営改善

法人役員及び各事業所の施設長が、経営責任を自覚し、安定経営を図っていくためにも、財務状況について分析を行い、経営状態や問題点を把握する。

○人材確保・定着

魅力ある職場づくり

多様な雇用のあり方（ダイバーシティ）の検討

○建物の修繕計画の作成

特殊建築物定期調査等を参考に、修繕計画を作成する。

II 利用者・家族・地域のニーズに応える支援

1. 暮らしの場

(1) 障害者支援施設（施設入所支援、生活介護）

○湖北まこもの改築

老朽化が顕著な湖北まこものを改築することで以下の実現を図る。

- ①安心安全な住環境の提供
- ②個別な環境の提供（個室、ユニットケア）
- ③施設入所支援利用者の新規受入れ
- ④職住一体から職住近接への体制整備
- ⑤地域からの生活介護利用者の受入れ
- ⑥従たる事業所ほっぴるの機能強化

○あそしあの改修

今後老朽化が予想されるあそしあを改修することで安心安全な住環境提供の実現を図る。
また、個別な環境の提供（個室、ユニットケア）を図るための検討を行う。

○移行への取り組み

計画相談事業者との連携

- ①特別養護老人ホーム移行への模索検討実現
- ②グループホーム移行への模索検討実現

○職住分離の取り組み

- ①従たる事業所の開設
- ②他通所事業所利用への模索検討実現（計画相談事業者との連携）
- ③従たる事業所ほっぴるの改築を視野に入れた事業内容の検討

(2) グループホーム

○グループホームの建設

建設に伴い以下の実現を図る。

① 男女別および支援(介護)度に合わせて生活環境の実現

○安心安全な生活環境

① 利用者の支援(介護)度に合わせて支援体制

② 業務内容の整理と雇用形態の見直し

2. 日中活動の場

(1) 就労継続支援 B 型

○就労に向けた取り組みを強化する。

○多機能型事業所の「いぶきやま」については、就労継続支援 B 型利用者の状況や地域のニーズ等を踏まえて今後のあり方を検討していく。

○HACCP の制度化の動向をみながら、自主製品のあり方を検討していく。

(2) 生活介護

○意思決定支援を含めた支援計画の作成を行い、本人中心の支援を進めて行く。

○高齢の利用者の支援において、介護保険のサービスへの移行がスムーズに実施できるよう、関係機関との連携を深めていく。

○強度行動障害のある方が地域で安定した生活が送れるよう、支援の専門性の向上に努めていく。

3. 在宅支援サービス

(1) 放課後等デイサービス

児童期と思春期に分けて、また障害特性に合わせた活動プログラムを展開するための環境整備

○あそしあ作業棟の改修と活用

(2) 居宅介護

○需要に応じた事業展開

① 地域生活を継続するための支援 …ADL 支援、家族支援

② 生活の質を高めるための支援 …社会参加の促進、余暇趣味の充実

(3) 短期入所

○今後、湖北圏域において検討実施される地域生活支援拠点等の一助となるよう努める。

①湖北まこも改築実現を受け、2床増床する。(湖北まこも6床、あそしあ4床、のぞみ1床)

②被虐待障害者の緊急受入れの実現

③グループホーム移行に向けた経験の場としての活用

(4) 日中一時支援

○養護学校等を卒業され、放課後等デイサービスを利用できなくなった方に対するサービスのあり様を検討する。

4. 相談事業

(1) 指定特定および指定児童相談事業

相談者の立場に立って、圏域の関係機関との連携の中で効率よく事業展開が図れるよう努める。

評議員・監事・理事名簿

《評議員：7名》

評 議 員	尾 木 義比己
評 議 員	川 合 行 雄
評 議 員	森 田 英 子
評 議 員	廣 部 智 子
評 議 員	伊 吹 学
評 議 員	廣 田 加代子
評 議 員	高 木 ひとみ

《監事：2名》

監 事	運営・処遇	高 宮 弘 子
監 事	資産・財務	大 塚 浩 司

《理事：6名》

2019年3月31日現在

理 事	理 事 長	北 野 憲 一	○
理 事	湖北会管理者	山 崎 悦 司	○
理 事	湖北会管理者	岸 田 惣 吾	○
理 事	湖北会管理者	嶋 崎 雅 之	○
理 事	湖北会管理者	大 岡 賢 至	○
理 事	湖北会管理者	浅 井 善 勝	○

事務局	湖北会管理者	今 井 寛 明	○
-----	--------	---------	---

※○印 第3期将来構想検討委員